

# 75 安全保障理事会決議一七一八(核不拡散・北朝鮮)(抜粋)

採 択 二〇〇六年 〇月 〇四日(安保理第五五五 回会)

二 月 六日官報外務省告示五九八号

安全保障理事会は(中略)

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際的平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し(中略)

北朝鮮が発表した実験が地域内外の緊張を増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、それゆえに、国際的平和及び安全に対する明白な脅威が存在することを認定し、国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四条に基づき措置をとつて、

1 北朝鮮が、関連する決議(特に決議第一六九五号(二〇〇六年))及び、このような実験は国際社会の普遍的な非難を招くものであり国際的平和及び安全に対する明白な脅威となるものである旨述べた(二〇〇六年 〇月 六日の議長声明(S/PRST/2006/41)を基に)無視し、二〇〇六年 〇月 九日に発表された核実験を非難する。

2 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないことを要求する。

3 北朝鮮に対し、核兵器の不拡散に関する条約からの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。

8 次のとおり決定する。

(a) すべての加盟国は、北朝鮮に対する自国の領域を通ずる又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による次のもの自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。)の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止する。

(i) 国際連合軍備縮減制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル若しくはミサイル・システム

- (b) 奢侈品
- (iii) 北朝鮮は、上記(a)及び(b)の規定の対象となつて居るすべての品目の輸出を停止し、また、すべての加盟国は、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのそのような品目北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。)の調達を禁止する。
- (c) すべての加盟国は、上記(i)及び(ii)の規定にある品目の提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、助言、サービス又は援助の、北朝鮮に対する自国民による若しくは自国の領域からの又は北朝鮮からのその国民による若しくはその領域からの、あらゆる移転を防止する。
- (d) すべての加盟国は、それぞれ独自の法的手続に従い、この決議の採択の日には又はその後いつまでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であつて、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与し又は支援を提供している(その他の不正な手段を通じてたものも含む)として委員会若しくは安全保障理事会により指定される者若しくは団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを直ちに凍結し、また、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる若しくはは団体により、そのような者又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保する。
- (e) すべての加盟国は、委員会又は安全保障理事会により、北

朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連及びその他の大量破壊兵器関連の計画と関係のある北朝鮮の政策に責任を有している(北朝鮮の政策を支持し又は促進することを通じたものを含む)として指定される者及びその家族の構成が自国の領域内に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとる。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

(f) すべての加盟国は、この規定の要求の遵守を確保し、これにより、核、化学又は生物兵器、その運搬手段及び関連する物資の不正な取引を阻止するため、必要に応じ、自国の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、協力行動北朝鮮(の又は北朝鮮からの)貨物の検査によるものを含む)をとることを要請される。

12 安全保障理事会の仮手続規則の規則二八に従つて、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。以下略)

(d) 上記8(a)及び8(a)(ii)の目的のために特定される追加の品目、資料、機材、物品及び技術について決定すること。

14 北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰すること、また、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によつて二〇〇五年九月九日に採択された共同声明の迅速な実施に向けて作業することを要請する。

